経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

資料7

IT産業における下請の現状・課題について

平成27年3月
情報処理振興課

IT産業における下請の現状

IT産業の産業構造

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

■ 情報サービス・ソフトウェア産業（以下、IT産業）の取引における各社の立場を見ると、元請と下請両方を行っている企業が半数で多数を占める一方、下請のみ行っている企業もおよそ4社に1社存在。

IT企業の取引における立場の割合（アンケート調査）

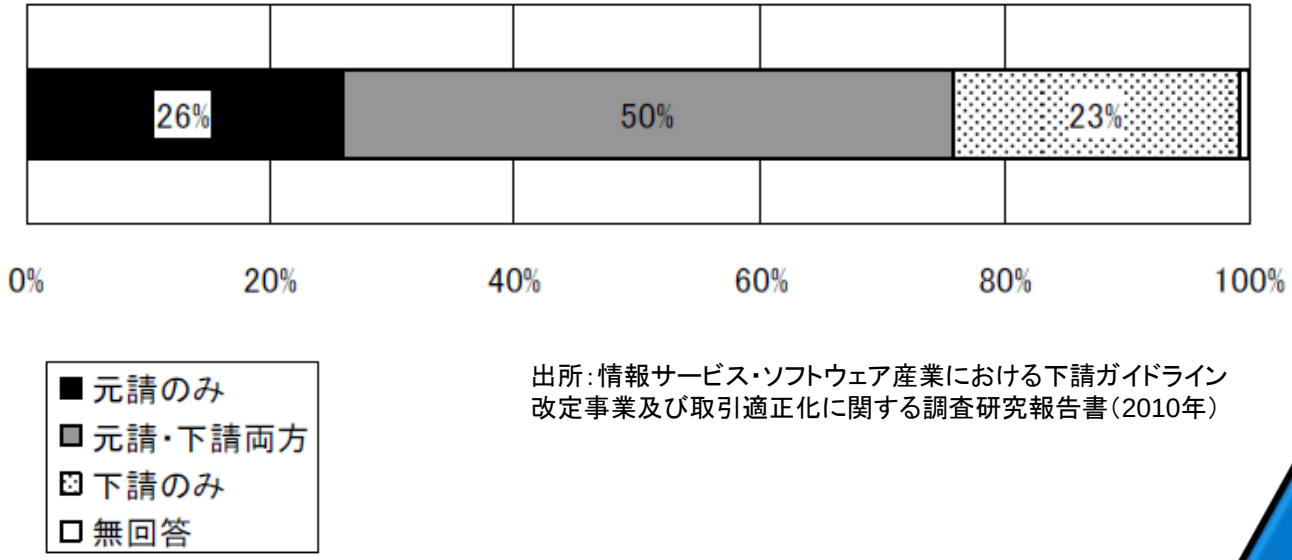

出所：情報サービス・ソフトウェア産業における下請ガイドライン改定事業及び取引適正化に関する調査研究報告書（2010年）

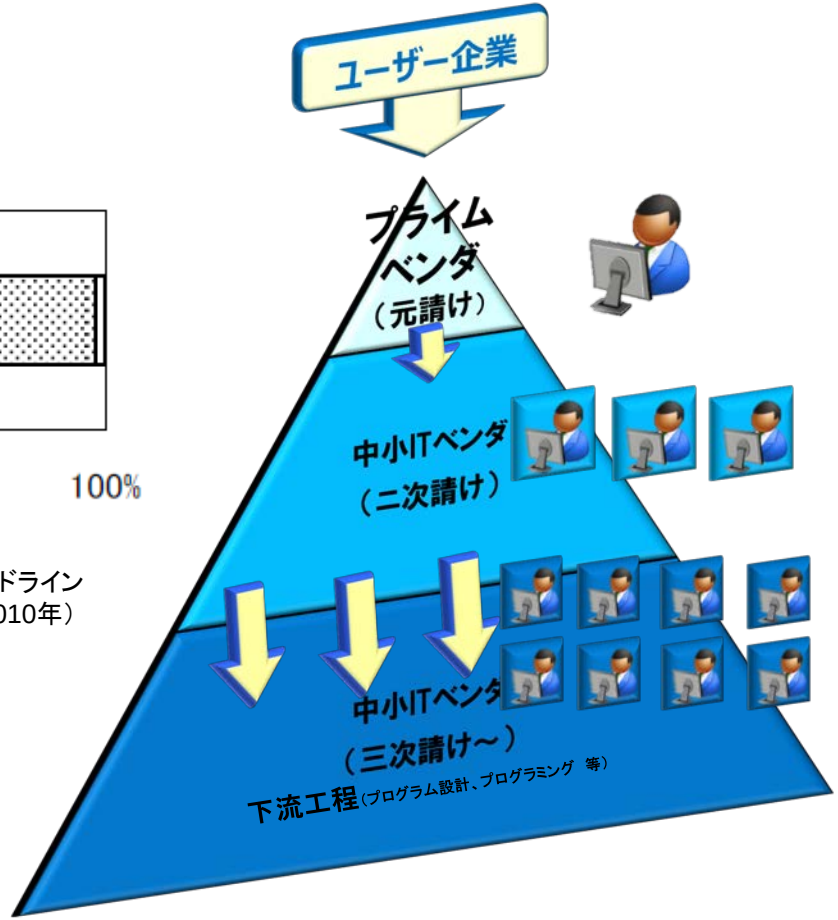

IT産業における外注比率

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

- IT産業の費用の約3分の2は内部の人件費（給与）と外注費。
- 事業者の規模別に人件費と外注費の割合を見ると、規模の大きい事業者ほど、外注費が占める割合が高く、100名以上の規模の企業では、外注費が人件費を上回っている。

ＩＴ産業の年間費用の内訳

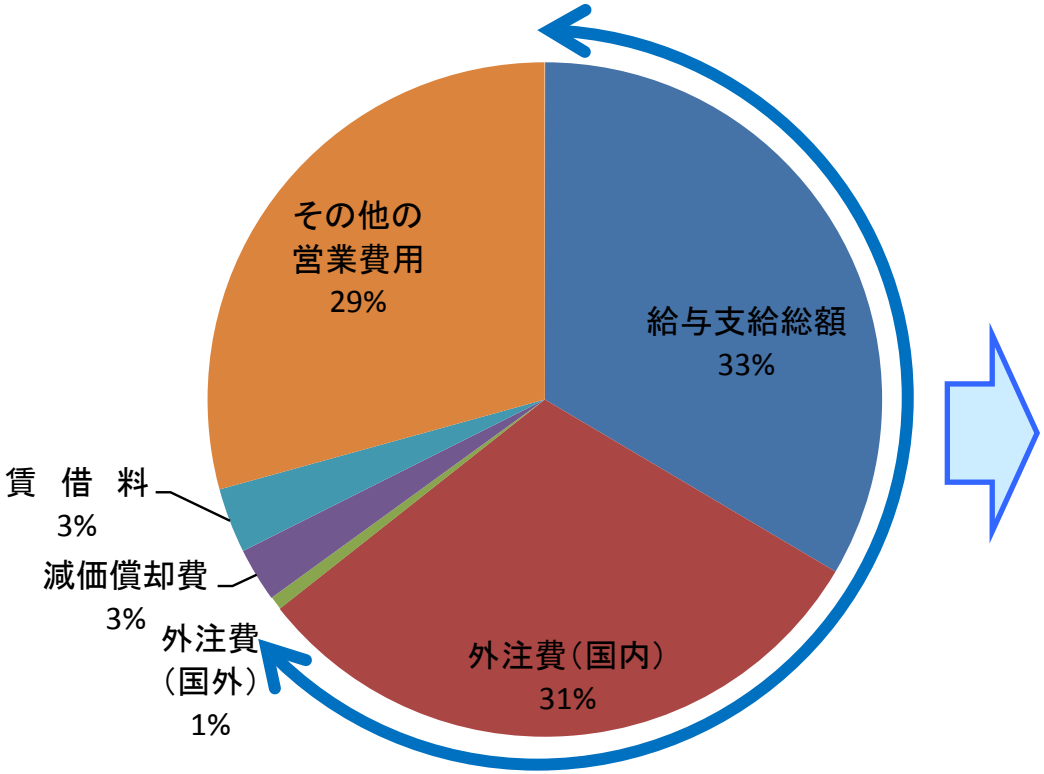

給与支給総額・外注費の比率
（従業員規模別）

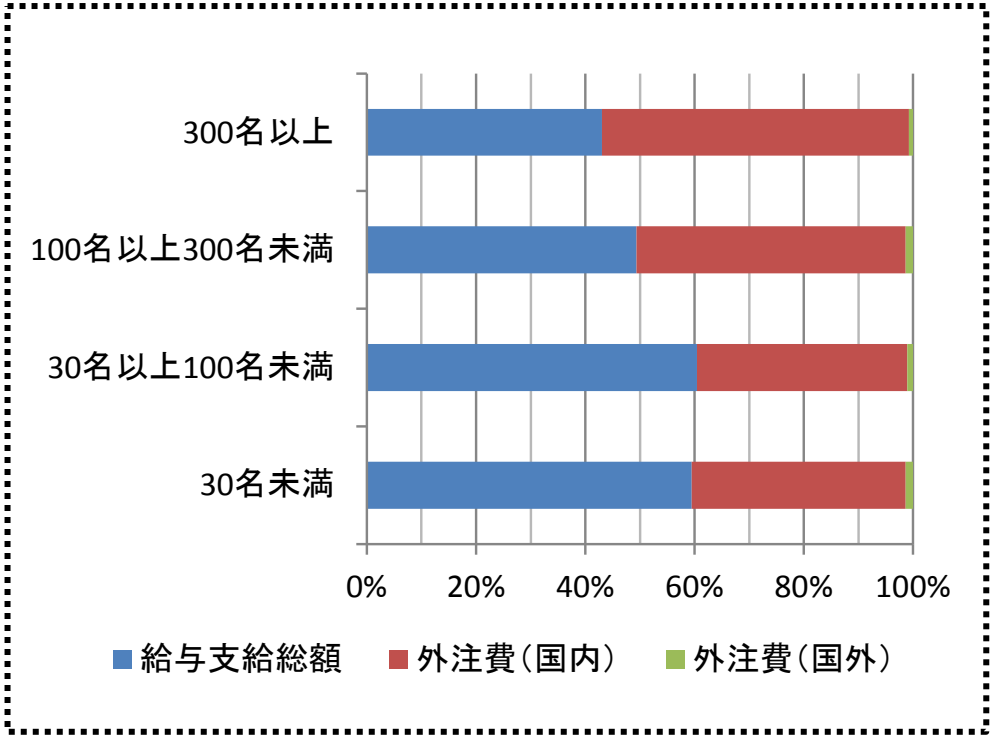

出所：　経済産業省「平成25年特定サービス産業実態調査」より作成

IT産業における下請の課題

労働環境・利益格差の問題

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

- 元請企業・下請企業別に給与水準を比較すると、下請企業（２次請け、3次請け）よりも、元請企業（1次請け）の方が給与が高く、年代が上がるにしたがって差が広がる傾向にある。
- 契約上立場の弱い下請企業の利幅が圧縮されている可能性がある。

ユーザー企業（発注企業）・元請企業（1次請け）・下請企業の給与（アンケート調査）

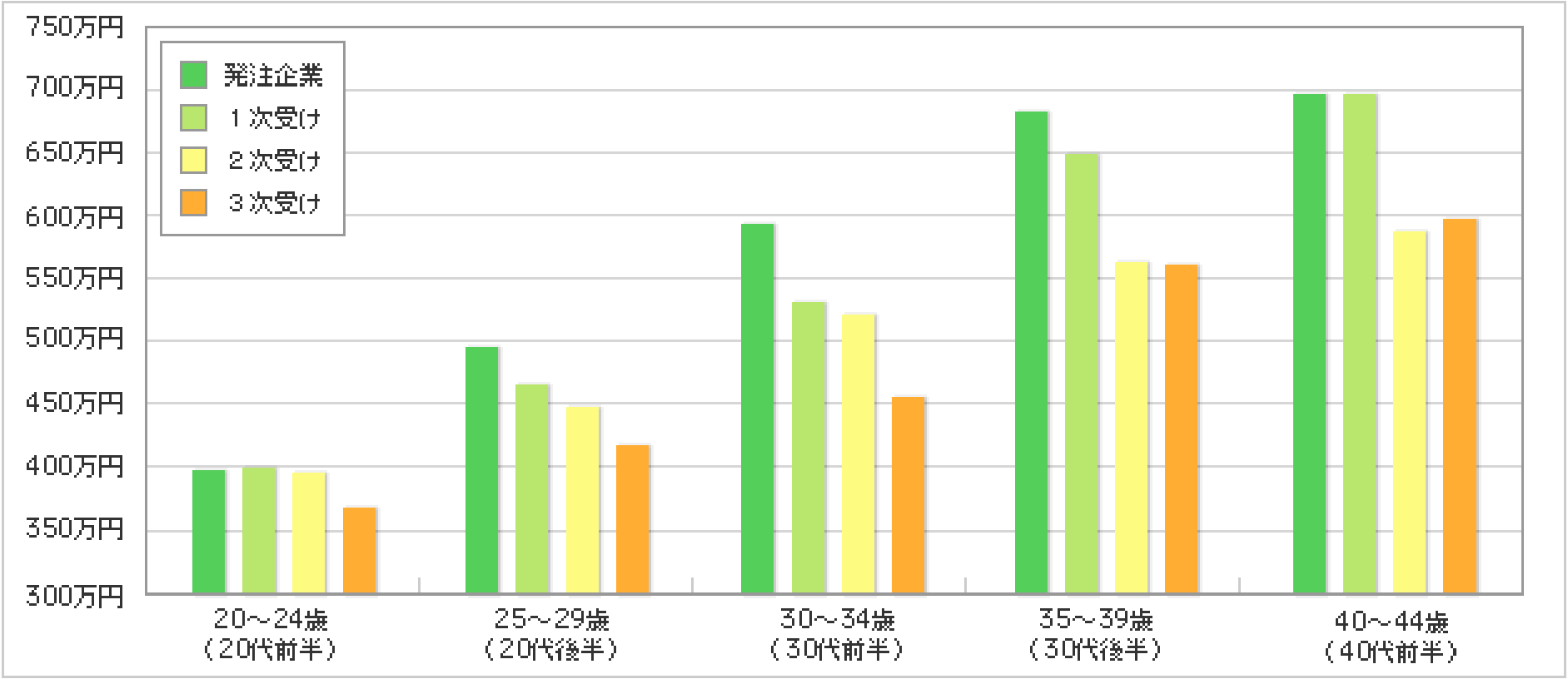

出所：Tech総研（2006年12月）IT業界の給与格差を探る！元請と下請でいくら違う？（http://next.rikunabi.com/tech/docs/ct_s03600.jsp?p=000962）

下請企業の生産性の問題

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

- 元請企業と下請企業の労働生産性は元請企業の6割にとどまっている。
- 我が国のIT産業の重層的な構造は、事前に仕様を固めるウォーターフォール型開発に適合した構造と考えられるが、プロセス間のやり取りが頻繁に発生するアジャイル型開発等には適合しにくい構造であると考えられる。

元請企業・下請企業の労働生産性比較（2008年）

企業種別	労働生産性（円/人・時）
元請企業(n=223)	6,415
下請企業(n=236)	3,719

出所：IPA「第29回情報処理産業経営実態調査報告書」（2008年）

セキュリティリスク管理上の問題

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

■ 適切に管理されていない多重下請契約がセキュリティリスクの問題につながっている事例が存在。

＜2014年中に発生した個人情報漏洩事案で、経済産業省に報告のあった事例＞

- ユーザ企業A社では、情報システムの開発・運用をシステム子会社であるB社に委託。
- B社は、業務をITベンダのC社に再委託し、さらにC社はD社、D社はE社に再委託を行っていた。
- E社の社員Xは、B社の事業所内で業務を行い、情報システムの開発・運用に係る業務に携わっていたが、A社が保有する個人情報が保存されたデータベースに不正にアクセスし、個人情報を窃取。
- A社及びB社は、Xが再々々委託先の社員であることを認識しておらず、C社の社員であると認識していた。また、A社における情報セキュリティに関する組織上の責任主体が不明確であった。

＜横浜銀、システム外注の孫受けに監視届かず（2014年2月5日　日本経済新聞電子版）＞

- ＡＴＭを利用しただけで口座から不正に現金を引き出されてしまう――。神奈川県警が５日に容疑者の逮捕を発表したカード偽造事件。背景にはシステム管理の外注、再委託が繰り返され、銀行側の目が行き届かなくなっている現状がある。銀行関係者からは「孫請けの従業員の業務まで把握するのは難しい」との声も漏れるが、管理体制の見直しは避けられない。
- 横浜銀行の事件では同行がＮＴＴデータにシステム開発と保守管理を発注。同社は富士通に再委託した。ただ、実際に実務にあたったのは再々委託先の富士通の関連会社「富士通フロンテック」だった。
- 別の都銀関係者は「元請け以外の業務内容を銀行として正確に把握するのは困難」と指摘。「委託先の正社員、再委託先の派遣社員ら様々な所属の従業員が入り交じり、誰がシステムのアクセス権を持っているのかも分からなくなることがある」と話す。
- システム管理の委託を受けた会社の関係者がこうした「隙」をついて不正に手を染めた事件は過去にもあった。
- 2012年11月、ＮＴＴデータに派遣されていたシステムエンジニアが他人の口座データをシステムから抜き取り、キャッシュカードを偽造。他人の口座から50万円を引き出したとして京都府警に窃盗容疑で逮捕されている。
- このエンジニアはＮＴＴデータの孫請け会社の社員で、地方銀行13行が共同で作るシステムの開発担当者だった。

下請に関する他業種（建設業）における取組事例

建設業法の事例（元請事業者等に対する要求）

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

一括下請負（工事の丸投げ）の禁止 【建設業法第22条】	建設業法では、請け負った建設工事の全部又はその主たる部分を一括して他の業者に請け負わせる場合は、「一括下請負」として原則禁止。 （禁止の理由「一括下請負の禁止について（平成４年１２月１７日建設省経建発第３７９号）」） ①発注者が建設業者に寄せた信頼を裏切る ②施工責任があいまいになることで、手抜工事や労働条件の悪化につながる ③中間搾取を目的に施工能力のない商業ブローカー的不良建設業者の輩出を招く
施行体制台帳の作成 【建設業法第24条の7】	建設業法では、「特定建設業者」（発注者から直接工事を請け負い、3,000万円以上の下請契約をして工事を施工する業者）は、「施工体制台帳」を作成し、工事現場毎に備え置かなければならない。また、当該建設工事における「施工体系図」（各下請負人の施工分担関係が一目で分かるようにした図）を作成し、工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。 また、下請負人がさらにその工事を再下請負した場合、元請である特定建設業者に対し、再下請負通知書を提出しなければならない。
元請事業者の責務 【建設業法第24条の6】	建設業法では、「特定建設業者」が発注者から直接建設工事を請け負い、元請となった場合には、下請業者が建設業法、建築基準法、労働基準法、労働安全衛生法などの法令に違反しないよう指導に努めなければならない。なお、下請業者は直接の下請業者だけでなく孫請けも含め、工事に携わった全ての下請業者が対象になる。

（参考）建設業法関連条文

（一括下請負の禁止）
第二十二条　建設業者は、その請け負つた建設工事を、いかなる方法をもつてするかを問わず、一括して他人に請け負わせてはならない。
２　建設業を営む者は、建設業者から当該建設業者の請け負つた建設工事を一括して請け負つてはならない。
３　前二項の建設工事が多数の者が利用する施設又は工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるもの以外の建設工事である場合において、当該建設工事の元請負人があらかじめ発注者の書面による承諾を得たときは、これらの規定は、適用しない。
４　（略）

（施工体制台帳及び施工体系図の作成等）
第二十四条の七　特定建設業者は、発注者から直接建設工事を請け負つた場合において、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が政令で定める金額以上になるときは、建設工事の適正な施工を確保するため、国土交通省令で定めるところにより、当該建設工事について、下請負人の商号又は名称、当該下請負人に係る建設工事の内容及び工期その他の国土交通省令で定める事項を記載した施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置かなければならない。
２　前項の建設工事の下請負人は、その請け負つた建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは、国土交通省令で定めるところにより、同項の特定建設業者に対して、当該他の建設業を営む者の商号又は名称、当該者の請け負つた建設工事の内容及び工期その他の国土交通省令で定める事項を通知しなければならない。
３　（略）
４　第一項の特定建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、当該建設工事における各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、これを当該工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。

（下請負人に対する特定建設業者の指導等）
第二十四条の六　発注者から直接建設工事を請け負つた特定建設業者は、当該建設工事の下請負人が、その下請負に係る建設工事の施工に関し、この法律の規定又は建設工事の施工若しくは建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定で政令で定めるものに違反しないよう、当該下請負人の指導に努めるものとする。
２～３（略）

（参考）施行体制台帳の作成による事業体制の把握

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

施工体系図

各下請業者の施工の分担関係を図示したフロー図

●施工体系図のイメージ

工事の名称、工期、発注者の名称

（元請）	（1次下請）	（2次下請）	（3次下請）
・作成特定建設業者の名称 ・監理技術者名 ・専門技術者氏名 ・担当工事内容	・下請負人の名称 ・工事内容 ・工期 ・主任技術者氏名 ・専門技術者氏名 ・担当工事内容	・下請負人の名称 ・工事内容 ・工期 ・主任技術者氏名	・下請負人の名称 ・工事内容 ・工期 ・主任技術者氏名
		・下請負人の名称 ・工事内容 ・工期 ・主任技術者氏名	・下請負人の名称 ・工事内容 ・工期 ・主任技術者氏名
			・下請負人の名称 ・工事内容 ・工期 ・主任技術者氏名
	・下請負人の名称 ・工事内容 ・工期 ・主任技術者氏名		
	・下請負人の名称 ・工事内容 ・工期 ・主任技術者氏名 ・専門技術者氏名 ・担当工事内容	・下請負人の名称 ・工事内容 ・工期 ・主任技術者氏名 ・専門技術者氏名 ・担当工事内容	

注1）下請負人に関する表示は、現に施工中（契約書上の工期中）の者に限り行えば足りる。
（建設業法施行規則第14条の6第2号）
注2）主任技術者の氏名は、当該下請負人が建設業者であるときに限り行う。
注3）「専門技術者」とは、監理技術者又は主任技術者に加えて置く第26条の2の規定による技術者をいう。

出典：建設業法に基づく適正な施行体制についてQ&A（国土交通省　中国地方整備局）

政策の方向性

考え方

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

○IoTによる産業構造の転換が進む中で、IT化の担い手としてのIT産業は労働集約型から脱却し、生産性・競争力の向上を図ることが重要。

○このため、ITシステム構築に係る発注者・受注者間の取引・契約関係を見直し、受注者への丸投げ等から生じる効率的ではない取引の適正化が必要ではないか。

○具体的には、個人情報保護法等で求められる安全管理対策や、独禁法・下請法等の法制度の中で、ITシステム取引上必要な事項を検討。

取引の適正化に向けた論点

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

プロジェクトマネジメントの強化

- 発注者の監督責務の明確化（丸投げの禁止、監督のあり方の具体化）
- 無断再委託の禁止・プロジェクト実施体制の明確化

適正なリスク・コストの分担

- 様々なプロジェクト形態（アジャイル等）における、契約のあり方と適正な値決めの方法（人月ベースから成果・能力ベースへ）
- サイバー攻撃等のリスク低減のための望まれる契約形態と適正な値決めの方法（保険の活用等を含む）

その他

- 請負・派遣の偽装防止のための、下請監督と労働監督の連携　等

取引の適正化に向けた政策手段（案）

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

《根拠となる法規制等》

優越的地位の濫用禁止に係る法規制

・独占禁止法

・下請代金支払遅延等防止法

安全管理に関する法規制

・個人情報保護法等

セキュリティ対策に対する社会的要請

《法運用等のガイドライン》

優越的地位の濫用の考え方に関するガイドライン

「情報サービス・ソフトウェア産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」等において、リスク・コストの負担が曖昧な取引が、優越的地位の濫用に該当する可能性等を明確化する。

情報の安全管理等のためのセキュリティ関連ガイドライン

セキュリティマネジメントのための発注者による適切な受注者の監督や、プロジェクト実施体制の明確化、再委託契約の管理、発注者と受注者の責任分担・協力のあり方等を明確化する。

具体化

参照

具体化

参照

《モデル契約》

優越的地位の濫用禁止やセキュリティ対策上の要請を踏まえた、発注者・受注者間のモデル契約書を策定

※経産省において平成19年4月に策定したITユーザ・ベンダ間の「情報システム・モデル取引・契約書」をベースに抜本改訂。

政府情報システムの調達に関する関連指針にも反映を目指す